

第2章 障害のある人もない人も共に生きる 地域社会の実現に向けて

1. 障害のある人と地域社会での暮らし

《ありのままに・その人らしく、地域で暮らす》

住み慣れた地域で、社会の一員として尊重され、自分らしく暮らしたいと思うのは、全ての人々の共通の願いです。

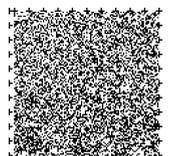
障害のある人もそうでない人も皆、かけがえのないひとりの人間として、家族だけではなく、隣近所などの地域社会からも歓迎され、祝福されて、この世に生を受けました。ところが、従来、地域や家庭が担っていた機能が社会的なサービスとして制度化されるに従い、ほかの子どもとは違った制度のもとに置かれ、地域社会から切り離される方向に進んできました。

その結果、地域社会は障害のある人とともに暮らす力を徐々に弱めていき、障害のある人は、特別な場所や制度のもとで生活していくものといった固定した認識が世間の中に広がる結果となりました。

これからの地域社会においては、障害のある人を、地域を構成する住民の一人として積極的に受け止め、地域の住民が主体となり、また町内会や自治会、ボランティアグループ、社会福祉協議会などの地域団体、NPO*、企業など幅広い民間団体の参加のもと、「誰もがその人らしく、地域で暮らす」ことができる地域社会の実現に向け、障害のある人への理解の促進、障害のある人の権利擁護*の普及、地域コミュニティづくりなど具体的な取組みを進めていく必要があります。

《地域社会での暮らしを支える相談支援と権利擁護》

障害のある人が、地域で自立した生活を送るためには、その障害特性や人生のライフステージ*に応じた様々な福祉サービスが適切に提供される必要



があります。

このため、一人ひとりの生活支援のニーズを的確に把握し、地域の資源をつないで当事者のニーズに対応する相談支援の仕組みは、重要な役割を担っています。

障害のある人が地域で暮らすということは、単に、施設でない場所で暮らしているということではなく、地域社会の一員として個人の尊厳が重視され、自分らしく暮らす権利が保障される必要があります。

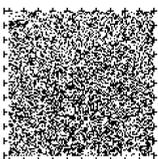
しかしながら、福祉サービスの提供にあたっては、ともすると、サービス提供事業者や家族の都合が優先され、障害のある人本人の自己決定や自己選択が軽視される場合があります。また障害のある人は、様々な生活場面において、障害があることで地域から排除されたり、不利益な取扱いを受けるなど、本来、全ての人に保障されている権利が損なわれてしまうこともあります。

このため障害のある人の生活を、権利保障の側面から支える権利擁護*の仕組みは、障害のある人の豊かな人生を実現するために、相談支援とともに極めて重要な仕組みとすることができます。

このような課題を踏まえ、本計画においては、相談支援と権利擁護を障害のある人の生活を支える基盤となる制度と捉え、相談支援体制の充実とともに、地域における生活支援と一体となった権利擁護体制の構築を図ります。

《障害のある人への理解の促進》

障害のある人々が社会生活のさまざまな場面で不利益を余儀なくされてきた背景に、社会的偏見や誤解が存在していることを踏まえ、権利擁護の仕組みづくり等を進めていく前提として、障害と障害のある人に対する理解を普及していく必要があります。



本県では、平成18年10月、障害のある人への差別をなくす条例としては全国で初めて、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例*」が成立しました。この条例は、障害のある人への理解を広げることで、障害のある人に対する誤解や偏見、差別を解消し、誰もが暮らしやすい地域社会を築くために制定されました。

同条例の展開をはじめとして、行政のみならず、町内会や自治会、地区社会福祉協議会などの地域団体、ボランティアグループ、NPO*、企業など民間団体の活動が連携し、地域社会のあらゆる場面で県民参加による啓発活動が進められることが望まれます。

《地域の住民を主体とする活動の展開》

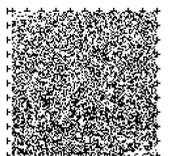
障害のある人々はこれまで弱者としての側面から、ともすれば一方的に守られるべき存在と位置づけられる傾向がありました。

これからの地域社会においては、障害のある人々を、地域を構成する住民の一人として積極的に受け止め、地域住民が主体となって、「誰もがその人らしく、地域で暮らす」ことができる地域コミュニティづくりに向け、具体的な取組みを進めていく必要があります。

福祉、教育、まちづくりをはじめ、地域のバリアフリー*化、防災、防犯、交通安全、環境保全など地域の身近な問題の解決には行政をはじめとする公共の部門に加え、地域住民が主体となった活動の拡充またそのための障害のある人を含む住民の参画が重要です。これは、自らの地域の課題は自らで解決するという住民自治の思想を、現実社会において具体化していくことに他なりません。



絵：「うし年」稲葉奈月海さん



2. 地域生活を支える相談支援体制の構築

(1) 基本的な考え方

《相談支援の必要性》

障害のある人やその家族が何らかの支援を必要とする時、最も信頼できる誰かに、解決の方法やそのために力となる別の窓口、支援機関・団体、制度等について相談することとなります。

地域に各種の相談支援窓口が整備されてきた現在においても、障害のある人やその家族からは、どこに相談してよいのか分からないといった声が多く寄せられています。

また障害のある人の中には、社会の偏見やバリア等により、地域の中で孤立し、相談支援やサービスに全くつながっていない人も多く存在しています。

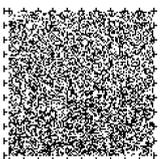
こうした中、個別のサービス利用につながらない人やその家族の力を回復し、社会生活力を培うこと（エンパワーメント*）を目指した相談支援のニーズは大変大きく、早急に体制を整備していく必要があります。

また、自ら障害福祉サービスを利用して自立した生活を営もうと考えること自体が困難な方への相談支援のアプローチを考えた場合、生活課題を積極的に掘り起こす視点を持って「訪問型」の生活援助活動を行うことが重要です。

《第三次障害者計画の取組み》

本県では平成16年、こうした相談支援の観点に立ち、相談支援や権利擁護*等の緊急時の迅速な対応を可能にするため、障害種別等を問わず、すべての福祉分野の相談に一体的に対応する中核地域生活支援センター*を千葉市、船橋市を除く全ての障害保健福祉圏域*（健康福祉センター*所管区域）ごとに設置したところです。

中核地域生活支援センターは、本県における相談支援・権利擁護の拠点と



して定着するとともに、地域における相談支援、関係者連携のネットワーク*の中核としての役割を果たしています。

《その後の新たな動き》

その後、相談支援をめぐっては、高齢者福祉・介護保険、障害福祉と引き続き制度の大きな改正が行われました。

高齢者福祉・介護保険でも、介護予防マネジメントや虐待防止等の支援を総合的に行う地域包括支援センター*制度が設けられ、市町村を単位とした相談支援体制の整備が進んでいます。

障害福祉においては、「障害者自立支援法」の施行により、三障害統合のもと障害福祉サービスの多くが市町村事業として一元化され、その最も基本となる事業として、相談支援事業*が市町村の担うべき事業として位置づけられました。

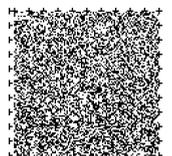
しかし障害のある人を対象とする相談支援については、障害福祉分野以外の制度によるものも含め、相談支援機関が地域に散在するうえに、それぞれが専門的な相談支援を含め機能を十分に発揮できているとはいえない状況にあります。

《これからの相談支援体制の方向性》

現在、国により「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向けて、相談支援のあり方や相談支援体制等についての検討が進められており、将来的には、同法に基づく新たな相談支援機関の整備等に取り組む必要も考えられます。

平成24年度からは障害者自立支援法の改正に伴い、市町村に、地域における相談支援の中核的な役割を果たす基幹相談支援センターを設置することが可能となります。

さらに、施設・病院に入所・入院している障害のある人等に対する地域へ



の移行や定着に係る相談支援サービス(地域相談支援サービス)が新設され、障害者(児)のサービス利用計画の策定対象者が大幅に拡大されます。

障害があってもできるだけ地域で普通の生活をしたいという地域生活志向はますますニーズを多様なものにしています。これからの相談支援体制は、このようなニーズの多様化に対応できることが求められています。そのためには、地域の社会資源がチームとして役割分担をすることが必要です。

県としては、相談支援体制の充実・強化、障害のある人やその家族にとって使い勝手の良い相談の場所作りを目指しています。

その際、関連分野ごとに相談支援事業*の整備が進み、相談窓口が多様化する中で、司法・権利擁護*、保健・医療、教育、雇用・就労支援、高齢者福祉や児童福祉などの相談支援機関等との幅広い連携や協議のための場づくりも重要です。

現場の声

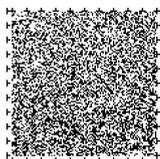
地域を歩き、相談者の顔を見ながら

安房地域生活支援センター 岡田まゆみ

障害者自立支援法に移行して丸3年が経過しようとしています。相談支援体制の充実を図ることを目的として、相談支援事業として遠方の市町のご協力を頂き、2か所で新たに出張サービスを行ってきました。各市町とも月2回ではありますが、今まで遠方で利用しにくかった人、または身近にできたことで新たに利用することになった人、またそのご家族、地域のボランティアの方々とは様々です。

事業所の近くの方は利用しやすいですが、遠方の方は、交通の便が悪くなかなか利用したくても利用できないということもありました。出張サービスを行うことで、日中の過ごせる場所が新たに増えたこと、利用者、ボランティア、スタッフのそれぞれがお互いの顔が見える支援ができることでの安心感がもてるようになったことそれが大きな収穫でした。

これまでの活動においても、「お互いの顔が見える支援」を重視してきました。これからもお互い地域の中で共に生活していく以上、一人一人を大切にしたい支援活動に取り組みたいと思います。(21年1月のコラムです)



また今後の相談支援体制の整備に当たっては、当事者や家族のエンパワーメント*を図ることが重要な課題であることから、専門家だけではなく、ピアサポーターや家族会の力も積極的に取り入れていく必要があります。

(2) 本県における相談支援体制の枠組

本県における相談支援体制整備の当面の課題としては、市町村を主体とする基本的な相談支援体制の整備、県を主体とする、県内各地域への支援を含む専門的な相談支援体制の確立、それらをつなぐトータルな相談支援の連携体制づくりが挙げられます。

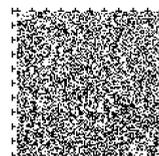
《市町村を基本とした相談支援体制の構築》

県内では全ての市町村において、直営・委託等の方法によって障害のある人の相談支援事業*が実施されています。しかし、その内容は単なる福祉サービスの紹介程度から生活全般を視野に入れたケアマネジメントまで千差万別であり、基幹型相談支援センターの設置促進など一次的な相談窓口としての機能を十分に果たすことができるよう整備を進める必要があります。

また、今後の国の動向を踏まえながら、相談支援専門員の研修や専門機関からの情報提供などを通して、市町村の相談支援機能の底上げを支援していく必要があります。

このため県としては、県自立支援協議会のもとに設置する相談支援の専門部会を中心に、地域ごとに相談支援の連絡協議の場づくりを進めます。そして同時に、地域における専門的人材の発掘・育成や、相談支援全般のスーパーバイズおよび専門分野の支援を行うアドバイザーの派遣を行い、市町村における相談支援の体制づくりを支援します。

特に、障害者自立支援法のもとで市町村による相談支援の対象となった精神障害については、従来の精神保健福祉法に基づく社会復帰施設の整備が遅れていた中での新法移行となり、また新たな社会資源の整備も進まない中で、



きわだって社会資源が乏しく、地域間の偏在も顕著です。

また精神障害者については、地域の中で孤立化したり、引きこもり等により、サービスにつながっていないケースが非常に多く、支援につなげていくための「訪問型」の相談支援が特に必要です。

現行制度においては、地域生活支援センターⅠ型（旧精神障害者地域生活支援センター）が精神障害のある人の相談支援のニーズに対応しており、引き続き活動の充実が期待されます。また、制度変更等に伴い新たな相談支援機関の整備を検討する際には、こうした既存事業の取組を十分踏まえることが必要です。

権利擁護*の分野についても、市町村で一次的に相談に対応できる体制の整備が必要です。

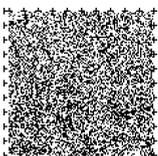
県としては県社会福祉協議会を通じて、権利擁護に係る広域的な相談支援等を実施しているところです。今後、権利擁護分野の専門的な推進組織を設置し、アドバイザーの派遣等を通じて市町村や関係団体の支援に当たります。

《県として担うべき相談支援》

県の担うべき相談支援関連の事業は、市町村での対応が困難な療育*、発達障害*、高次脳機能障害*等の専門性の高い相談支援事業*、広域的な対応が必要な就労支援、精神障害者の退院促進支援、サービス従事者の人材養成等となっており、この分野で必要な施策を位置づけます。

なお、これらのうち、療育支援、発達障害、高次脳機能障害等については、将来的には、県としての広域的な専門支援拠点やバックアップ体制を整えつつ、身近な市町村においても相談支援に対応できるような体制の整備が望まれます。

このため、現時点において市町村での専門的な対応が難しい相談支援については、県の拠点機関を中心に、関係機関への支援や研修等を担うとともに、



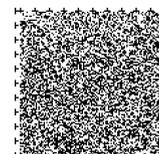
地域への巡回による機関・施設への支援等を強化することにより、市町村の相談窓口との連携による専門的な相談支援に当たります。

【図表2-1 当面目指すべき全県的な相談支援体制】

	相談分野	一般支援	専門支援（県）	広域的支援（県）
市町村での相談支援	権利擁護	市町村相談支援事業 市町村自立支援協議会	中核地域生活支援センター	権利擁護専門部会
	身体障害 知的障害 精神障害 高次脳機能障害 発達障害 療育支援		専門分野のアドバイザーの派遣（アドバイザー派遣事業） 地域拠点センターの支援 療育等支援、発達障害等に係る巡回（バックアップ）支援の強化	相談支援専門部会
県（広域）での相談支援	療育支援		障害児等療育支援事業	療育支援専門部会
	発達障害		発達障害者支援センター事業	
	高次脳機能障害		高次脳機能障害支援普及事業	相談支援専門部会
	就労支援		障害者就業・生活支援センター事業	就労支援専門部会
	精神障害者退院支援		精神障害者地域移行支援事業	精神障害者地域移行推進部会
	・障害者条例地域相談員 ・身体障害者相談員 ・知的障害者相談員		障害者条例広域専門指導員	調整委員会
	人材育成		相談支援従事者研修 地域での連絡協議の場 巡回指導等を通じての人材育成	相談支援専門部会

（圏域ごとの相談関係者の連絡協議の場の設置）
県自立支援協議会

県自立支援協議会



この他、県が担う相談支援の分野としては、就労支援、精神障害者の精神科病院からの退院促進に伴う相談支援があります。

就労に係る相談支援については、県の役割として国との連携を図りつつ、障害者就業・生活支援センター*を全障害保健福祉圏域*に配置して、相談支援に当たります。また、県、地方労働局、障害者就業・生活支援センター、福祉事業所等で構成する就労支援専門の推進組織を設置し、体制づくりを進めます。

精神障害者の退院促進については、障害保健福祉圏域*ごとに実施する精神障害者地域移行事業の中で地域の相談支援事業*所を中心に相談支援に当たります。

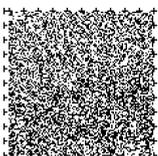
(3) 地域生活を支える相談支援のネットワークの構築

ア 自立支援協議会

平成18年度から自立支援協議会*の設置とその活動が開始されています。地域の自立支援協議会においては、個々の障害のある人を中心として、福祉、医療、教育、就労などの様々な関係者が集い、当該障害児者のサービス利用や相談支援についての総合調整と実質的な協議等を行うことにより、障害のある人のニーズに即した一貫した支援体制を構築していくことを第一義の目的としています。

また、これらの作業を通じて、当該地域における社会資源の評価や検証、不足している資源や新たな資源の発掘と関係者による共通理解を促進し、これを最終的には、当該地域行政における政策立案に反映させていくことを目的としているものです。

現在、本県ではすべての市町村で自立支援協議会が立ち上がりましたが、実質的な協議の場やケアマネジメント*支援の場として十分機能している



状態に至っていない協議会も多くあります。

また中核地域生活支援センター*、権利擁護*に関する地域の相談窓口や支援機関とのつながりが十分でなく、連携体制が明確でないことが問題点として指摘されています。

➤ 地域自立支援協議会への支援

このため、地域における自立支援協議会*を中心とした相談支援体制づくりを促進するため、県自立支援協議会と地域の自立支援協議会との連携の下、各地域における自立支援協議会の活動状況や課題の検証を行い、県のアドバイザー派遣事業等を通じて、地域の自立支援協議会の活性化に取り組みます。

➤ 障害保健福祉圏域等を単位とした連携体制の構築

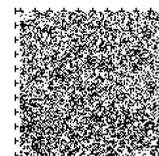
また県自立支援協議会*のもとに、市町村の相談支援や自立支援協議会の支援を担う専門部会を設置し、この組織を中心に県内の各地域と連携した活動を進めていくため、障害保健福祉圏域*等を単位として、自立支援協議会および相談支援事業*者の情報交換の場づくりや、各地域における新たな相談支援アドバイザーの発掘・登録の促進に取り組みます。

項目	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
県自立支援協議会の部会数	4部会	4部会	5部会	5部会	5部会
相談支援アドバイザー登録者数	31人	32人	33人	34人	35人
相談支援アドバイザー派遣延人数	15人	18人	21人	23人	25人

イ 制度環境の変化を踏まえた中核地域生活支援センター事業の充実

現在、中核地域生活支援センター*に寄せられる相談の約7割は障害のある人に関するものです。また、相談の背景には、障害だけでなく、いじめや虐待、養育や家族の問題、精神的な悩み、貧困など複雑な問題が絡み合っている場合が多くあります。

中核地域生活支援センターにおいては、引き続き対象横断でワンストップ



で対応できる相談支援の窓口として、様々な相談に対し、幅広い分野の社会資源のコーディネートを行う機能の充実が期待されています。

こうした中、障害者自立支援法、介護保険法、児童福祉法により、障害者、高齢者、児童の基本的な相談支援窓口が市町村とされたことから、同じ福祉および権利擁護*の相談窓口である中核地域生活支援センターとの役割分担が課題となっています。

▶中核地域生活支援センターの機能強化に向けた検討

福祉の相談窓口の市町村への一元化が図られる等の制度改正もなされ、地域福祉を巡る環境も大きく変化してきていることから、市町村への中核地域生活支援センター*機能の普及や現センターの広域化・専門化を進めます。

(4) 地域における相談支援体制の充実・強化

ア. ケアマネジメント体制の充実強化

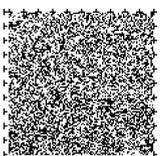
どのような障害があっても、障害のある人が地域で暮らすことができるようにするためには、その人の希望やおかれた状況、地域の資源等に応じて、サービス等をコーディネートしていく「ケアマネジメント*」の仕組みが不可欠です。

▶アドバイザー派遣事業等による連携の強化

市町村の設置する地域自立支援協議会*へのアドバイザー派遣等を通じて、市町村における相談支援活動を支援します。また、各地域の指定相談支援事業*者による活動の拡大や各地域における相談支援に携わる関係者の情報交換や連絡協議のための場づくりに取り組み、障害福祉分野におけるケアマネジメント*の仕組みの定着を図ります。

▶相談支援を担う人材の養成

相談支援専門員の計画的な養成や、より資質の高い人材を確保するため、



計画的な相談支援専門員の養成や上級研修等を実施します。

項 目		22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
相談支援従事者の養成	養成人数	161人	230人	230人	230人	230人
	研修回数	1回	1回	1回	1回	1回

➤市町村相談支援事業への支援

「障害者自立支援法」のもとで、市町村の必須事業となった相談支援事業*については、その実施状況の検証を行い、その結果を踏まえ、居住サポート、成年後見・権利擁護*、精神障害の人への相談支援など、相談支援体制の質的な充実のための支援策を検討します。

また、地域の相談支援資源に関する総合的な情報を県民に提供します。

➤計画相談支援・地域相談支援の推進

障害のある人の生活支援や地域生活への移行の促進に重要な役割を果たす計画相談支援サービス、地域相談支援サービスの提供が円滑に進むよう、サービスを担う人材育成や実施状況の検証を行います。

項 目	22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
計画相談支援事業所箇所数(※)	98人	105箇所	145箇所	185箇所	230箇所
地域相談支援事業箇所数	—	—	20箇所	30箇所	40箇所

(※22、23年度は、相談支援事業所箇所数)

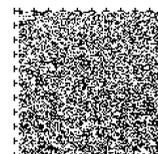
➤指定相談支援事業者等の活用の促進

指定相談支援事業*者、専門的な人材を持つ地域活動支援センター*、障害福祉サービス事業者等を市町村相談支援事業に積極的に活用するよう、市町村に働きかけます。

また、指定相談支援事業（サービス利用計画作成）制度の改善等について国に強く働きかけます。

イ 地域における専門的な相談支援対応の強化

精神障害、発達障害*、高次脳機能障害*、強度行動障害*など、市町村の



相談窓口や地域の相談事業者、地域活動支援センター*等に専門的なノウハウや経験等が蓄積されておらず、人材的にも対応が難しい状況があります。

➤地域の専門的な相談支援拠点の整備促進

こうした地域の支援施設・機関での対応が難しい障害については、県内に拠点を設置し支援の拡充を図ってきていますが、より身近な地域で日常生活に密着した支援ができるよう、広域的な専門支援拠点となる相談支援事業*者の配置に向けた仕組みづくりや、そのための事業者・人材の育成等に取り組みます。

葉の花コラム

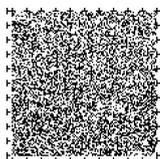
市川市の指定相談事業

サンワーク L 酒井範子

「障害者ケアマネジメントシステム」を生かし、医療、保健、福祉のネットワークを生かし、民間ならではの動きで利用者のニーズに合ったケアプランをご本人と共に作成し、地域生活の維持・継続、社会参加、生活の質の向上に向けた支援をいたします。一というチラシを携え、市川市の3法人の指定相談事業者で病院、行政機関、家族会、当事者会を訪問したのは、去年の事です。

市川市内で指定相談支援事業を始めたのに、お客さんが来ない。サービス利用計画書作成に結びつかず、収入が入らない。相談が必要な人は居るはずなのに相談に繋がっていない。それぞれの相談事業を行いながら、アウトリーチを基本に、定期的にケース会議等の連携を計りながら活動してきました。頑張っても、収入の無い働きだったり、困難なケースに悩んだりしましたが、相談支援の広報活動は出来ました。

「相談が必要な人は在宅で情報が少なく、こちらから働きかけないと、何を相談したら良いのか分からない」、「自立支援法に移行した事業にスムーズに利用者が繋がらないのも、相談支援のシステムが出来ていないから」なのです。やはり、相談支援が基本です。障害者の地域生活を支える担い手は、相談事業者です。利用する方がわかりやすい相談事業を目指し、今後も活動を続けていきます。(21年1月のコラムです)



➤「訪問型」の相談支援の充実

施設退所者や精神科病院から退院した人、引きこもりの人、サービスにつながりにくい人など、日常的な見守りや権利擁護*の観点からの日常支援が必要な人については、社会参加や地域生活に向けた必要な支援や見守りを受けられるよう、今後、「訪問型」の相談支援を充実させることが不可欠です。

障害福祉サービスの中で、訪問による相談支援が位置づけられるよう国に働きかけるとともに、県としても、指定相談支援事業*の円滑な利用や訪問による支援のあり方について検討を進め、必要な施策を講じます。

➤権利擁護の観点からの相談支援の強化

また、地域の相談支援事業*所や公的な相談支援機関において、権利擁護*の観点から質を強化するため、権利擁護の意識を高める研修プログラムを研究するとともに、当該プログラムを相談支援事業所従事者研修やサービス管理責任者研修のカリキュラムに組み込みます。また、公的機関において相談業務に従事する職員を対象にした研修を実施します。

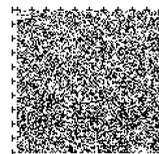
➤コミュニケーションに障害のある人の相談支援

視覚・聴覚障害、音声機能障害・言語機能障害のある人、盲ろう者などコミュニケーションに障害のある人については、一般の相談支援事業*を利用しにくい場合もあることから、当事者団体や専門機関等と協力して相談支援を受けやすくするための環境づくりについて検討を進めます。

(5) 当事者団体や家族会等における相談支援活動

➤当事者団体・家族会等との連携

県内では家族会や当事者団体等が中心となって、様々な相談事業やサポート等の活動が行われています。こうした団体と連携して、相談支援事業*、権利擁護*活動等の充実を図ります。



▶ピアカウンセリング・ピアサポート活動の支援

とりわけ、同じ課題や経験を有する障害のある人によるピアカウンセリング*・ピアサポート*は、他の相談とは違う特徴や有効性を持っています。当事者による社会活動の拡大という点でも意義があります。

当事者によるサポート団体等を支援するとともに、活動の定着を図るため県との共同事業化や県事業等における活躍の場の確保に努めます。

ピアヘルパー、ピアカウンセリング等の様々な施策の実施の場面において当事者の参画を進めます。

(6) 専門的な相談支援体制の充実

ア 発達障害等への相談支援

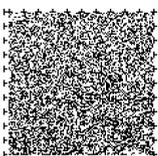
▶発達障害者支援センター事業等

県では障害児等療育*支援事業のほか、発達障害*分野に特化した支援事業を展開しています。「発達障害者支援センター*運営事業」では、千葉市、我孫子市に専門的支援拠点として千葉県発達障害者支援センター（CAS）を設置し、成人までのライフステージ*を対象とした電話・窓口・巡回による相談支援や、各分野の関係者への研修等を行っています。

引き続き、千葉県発達障害者支援センターを中心に、支援の充実を図るとともに、障害児等療育支援事業の中で発達障害に専門的に対応できる人材育成や地域での相談支援拠点づくりを進め、その拠点を中心に各地域での支援体制づくりに取り組みます。

▶発達障害者支援開発事業

保育園・幼稚園や親子教室の場を活用し、幼児期の発達支援手法の開発を行うほか、特別支援学校等と協力して幼稚園、学校等への支援を充実させるなど教育分野との連携を進めます。



イ 高次脳機能障害への相談支援

▶高次脳機能障害支援普及事業等

高次脳機能障害*については、医療関係者を含めて、社会における理解が十分に進んでいません。また、標準的な評価基準や支援プログラムが確立されておらず、適切な支援手法の開発が大きな課題となっています。

このため、千葉リハビリテーションセンターを本県における高次脳機能障害の相談支援拠点機関として、支援手法の確立に取り組んできました。

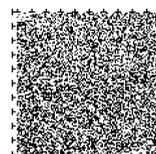
また千葉リハビリテーションセンターと連携して、地域における相談・判定、機能回復訓練、社会復帰支援等を行うため地域支援拠点機関として平成19年度に旭神経内科リハビリテーション病院（松戸市）を指定し、平成21年度からは亀田リハビリテーション病院（鴨川市）を指定しました。さらに平成23年度からは千葉リハビリテーションセンター内に高次脳機能障害支援センターを設置し、社会復帰に向けた個別支援の強化を図り、地域定着維持が出来るよう取り組んでいます。

引き続き二次保健医療圏ごとに指定された地域リハビリテーション広域支援センター*等への相談窓口の整備を進め、各拠点の連携による支援体制の強化に取り組めます。

項 目		22年度 (実績)	23年度 (見込)	24年度	25年度	26年度
高次脳機能障害支援 普及事業等	実施箇所	3箇所	3箇所	3箇所	4箇所	4箇所
	相談件数	6,936人	7,000人	7,000人	9,000人	9,000人

▶千葉リハビリテーションセンター更生園での生活訓練事業の実施と専門的支援方法の地域への普及

千葉リハビリテーションセンター更生園では、高次脳機能障害のある人等を対象とした生活訓練事業*、就労移行支援事業を行っており、退園後の地



域生活支援や職場定着等の支援を高次脳機能障害支援センターと共同で実施しています。このように支援の継続性を図ることで、高次脳機能障害に対する支援方法の確立を目指し、地域の事業所や相談支援者等へその支援方法を還元します。

ウ 障害児等への相談支援

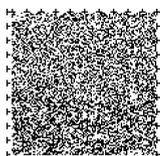
▶ 障害児等療育支援事業

障害児等療育*支援事業は、在宅の障害のある子どもとその家族などが身近な地域において療育相談・指導が受けられるよう、事業の受託者が事業所としての専門性を活かしながら、市町村域を超え広域的に相談支援に当たる事業です。

この事業は、当事者やその家族に対して療育に関わる適切な相談支援を行うことにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上、地域生活における療育支援体制の充実、当事者やその家族の福祉の向上を図ることを目的としています。

また障害児（者）施設等が持つ機能を活用し、地域に住む障害児等に早期診断、適切な治療や訓練を提供しています。

今後のあり方として「気づきからの支援」を重視し、より一般的な子育て支援関係機関（保育所、幼稚園、子育て支援センター*、放課後児童クラブ*など）における対応を向上させるという観点から、療育専門機関が子育て関係機関をはじめ、医療機関や市町村等（保健センター、教育委員会）において、巡回支援によって関係職員に対する技術的なサポートを行う「施設支援指導」事業の重点的な拡充を図ります。



工 県相談支援機関における相談支援

➤ 障害者相談センター

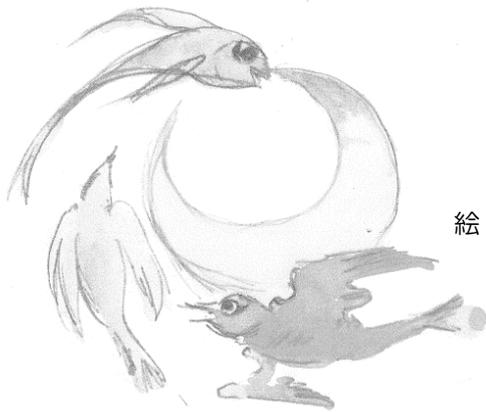
県障害者相談センター（身体障害者更生相談所および知的障害者更生相談所）については、引き続き市町村の判定業務や専門性向上に対する支援の充実を図るとともに、地域の相談支援体制の整備状況を踏まえて、その新たな役割について見直しを行います。

➤ 精神保健福祉センター・健康福祉センター

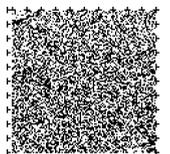
県精神保健福祉センター*および健康福祉センター*（保健所）については、精神障害のある人への専門的な相談の充実と、市町村の精神保健福祉に関する専門性向上に対する支援の充実を図ります。

➤ 児童相談所

県児童相談所は、障害のある子ども等が抱える様々な問題についての相談や施設サービスの利用に係る業務を行うほか、その相談・判定業務の蓄積と専門性から、求めに応じて市町村が行う障害のある子ども等へのサービスの支給決定業務を支援します。



絵：「月と鳥と魚」磯野真規子さん



3. 生活支援と一体となった権利擁護の推進

(1) 基本的な考え方

障害のある人が地域において、一生涯にわたって社会の一員としてその尊厳を重視され、その人らしく暮らすことができるためには、障害のある人に関わる地域社会の様々な人々がネットワーク*をつくり、障害のある人の日々の暮らしの中で自己決定を支援する、いわば生活支援と一体となった権利擁護*の仕組みを構築する必要があります。

権利擁護活動においては、日常的な金銭管理や自己決定の支援など権利行使の支援を行う局面と、虐待への介入や深刻な対立状態が関係者間にある場合など緊急的な対応が必要な局面とでは、権利擁護活動の質や求められる役割が異なります。

このため、地域ネットワークによる権利擁護の仕組みは、緊急時から日常的な支援へと連続的に権利擁護活動を展開できるよう留意する必要があります。

権利擁護のニーズは、成年後見制度*の利用も含め、高齢者のニーズが大きく、また障害のある高齢者、障害のある児童等、家族全体の支援を行いながらの権利擁護活動が必要なケースも存在しています。

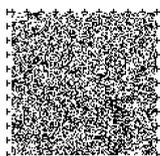
このため、地域ネットワークによる権利擁護の仕組みは高齢者や児童など対象者横断的に機能する仕組みとする必要があります。

(2) 地域のネットワークによる権利擁護体制の構築

ア 日常的権利擁護ネットワーク形成

① 地域のネットワークで支える

障害のある人を地域で支えるためには、財産管理、日常的な金銭管理、福祉サービス利用援助、その他の契約援助、行政手続き等契約外の援助、虐待等に対する権利救済等の権利擁護*活動と福祉サービスの提供等による生活支援を一体的に行うことが重要です。



このため、地域の権利擁護ネットワーク*を構築するにあたっては、障害のある人にとって最も身近な存在である家族のほかに、地域の住民、後見人、行政職員や法律の専門家、福祉関係者など、様々な関係者が、それぞれ役割分担し、重層的に障害のある方の日常生活に関わる体制づくりを進める必要があります。

このような視点から、次の施策に取り組みます。

▶地域の支援者のネットワークづくり

家族、行政職員、生活支援の関係者、後見人、専門家等の関係者が情報を共有し連携するシステムを構築するため、生活支援の関係者や専門家等を含めたネットワーク*作りをモデル事業として展開し普及します。

② 地域で多様な人々とのつながりをつくる

私たちの日常生活における自己決定は、家族、友人等、多様な人々とのかわりの中で、様々な情報を得ながら行われています。

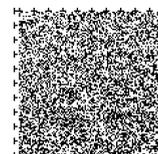
また、孤独や寂しさを抱えながらも社会とのつながりを持つことの難しい人、親なき後施設で暮らす人、長期入院の人や引きこもっている人など、障害のある人の中には、地域の人々と関わりを持つことが難しい人も多く存在します。

障害のある人が地域社会において、自分らしい生活を送るためには、支援関係、権限義務関係のない「友人や地域に暮らす人々」も日常的に障害のある人に寄り添って本人の自己決定・自己選択に関わっていくことが必要です。

このような視点から、次の施策に取り組みます。

▶地域の多様な人々とのつながりをつくるための仕組みづくり

障害のある人と社会参加・余暇等を共にしながら楽しい時間を共有するなど、支援者や家族だけでなく、地域社会において障害のある人と多様な人々との関わりをつくる仕組みを検討します。



▶当事者活動の支援

障害のある当事者による当事者活動をサポートする団体の立上げを支援するとともに、活動の定着を図るため、県との事業協力の促進や県事業等における活躍の場の確保に努めます。

また、ピアヘルパー、ピアカウンセリング*等の様々な施策の実施場面において当事者の参画を進めます。

イ 緊急時の権利擁護の実施体制の確立

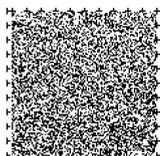
障害のある人に対する虐待は、家庭内だけでなく、職場、学校など、社会生活の様々な場面において行われる恐れがあり、介護者・養育者以外の人からも虐待を受ける可能性があります。また、児童や高齢者に対する虐待とは異なる対応が求められる場合があります。

障害のある人に対する虐待の特徴としては、①小さな権利侵害から始まり徐々に大きくなり繰り返されていく、②障害のある人は権利侵害に対して拒絶できないとされている、③本人にとって身近な人が加害者になることが多い、といった事柄があげられます。

また、被害の訴えを聞いた周りの支援者の躊躇が事実を見誤らせることもあり、虐待等により生命や身体に危険が迫っている可能性が疑われる場合には、虐待の事実気がついた人が法律の専門家や関係機関等と連携しながら迅速に対応する必要があります。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成23年6月に成立し、平成24年10月から施行されます。本県においては、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」において、障害のある人に対する虐待を禁止し、相談員等の専門職員が相談対応を行ってきましたが、同法の成立は、虐待の防止のみならず、虐待への適切な対応を図る上で、大きな力になるものと期待されます。

このため、市町村職員等を対象とした虐待対応マニュアルの策定などによ



り、同法の円滑な施行に向け、万全の準備を進めます。

① 緊急時の権利擁護のネットワークの構築と対応

権利擁護*活動においては、障害特性も含め、障害のある人の生活全般を理解した司法関係者が関与することが期待されるところです。

しかしながら、成年後見人を受任している者でも、障害特性や福祉サービスを理解した司法関係者は少なく、逆に法的援助の知識経験のある福祉関係者も少ないのが現状です。

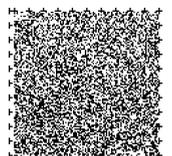
このような現状においては、日常的に福祉の事業者・支援者と弁護士等の司法の専門家とがネットワーク*を構築し、予め関係機関との連携方法や役割分担等について共有しておくことが、緊急時の権利擁護活動において重要です。

また、虐待ケースに迅速かつ適切に対応するためには、介入からアセスメント、養護にいたるまで、的確なケースマネジメントをおこなう必要があり、そのためには、権利侵害に対する権利擁護活動の事例を蓄積し、活用できるようにしておくことも重要です。

入所施設は、触法行為や反社会的な行為の課題を持つ障害のある人に対する社会的養護の機能や、虐待等に対する緊急避難的な一次支援など、地域における権利擁護の資源として重要な役割を担っています。

緊急時のネットワークを有効に機能させるためには、例えば、緊急避難的な対応が必要な場合に、適時に短期入所サービスが利用できたり、あるいは、入所措置を行うことができるなど、施設の機能を有効に活用できる体制を整備する必要があります。

このような視点から、次の施策に取り組みます。



➤緊急時の対応マニュアルの策定

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、主として虐待の通報を受ける市町村が、関係機関と連携を図りながら円滑に対応するためのマニュアルを、権利擁護専門部会、関係機関等の協力を得て策定します。

➤福祉と司法のネットワークづくり

県自立支援協議会に設置した権利擁護専門部会を通じて、引き続き今後も関係者のネットワークの充実を図ります。

また、県の自立支援協議会*に専門のアドバイザーを配置し、市町村における成年後見制度*活用のためのバックアップを行います。

➤権利侵害ケースの集積・分析

権利侵害、虐待の事例やその対応策等について、情報を収集、分析、提供することにより、障害者虐待の効果的な防止に役立てます。

➤緊急時の一時保護体制確保

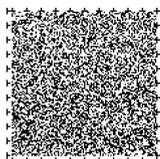
入所施設のショートステイやグループホーム等を活用し、虐待に対する養護の必要な者を一時的に保護する、緊急時の一時保護体制を確保します。

② 気づきを高める

家族や支援者など、身近な人ほど無意識に障害のある人の権利を侵害しがちであり、また、周囲の人々も被害に気づかず問題を大きくしていることがあります。このため、緊急時の権利擁護*においては、権利侵害に対する周囲の人々の「気づき」が極めて重要です。

虐待等に早期に対応していくためには、地域社会の障害のある人に関わる全ての人が、権利侵害に対する意識を高く保つ必要があります。

地域の中で起こっている虐待や権利侵害などに、もっとも気がつきやすい



存在として地域住民がいます。また、福祉サービス提供事業者が家庭内の虐待等権利侵害の事実気がつく場合も多くあります。

このような視点から、次の施策に取り組みます。

➤ 苦情処理体制の充実

福祉サービスの利用者の苦情に適切に対応するため、事業者に求められている苦情受付担当者の任命、苦情解決責任者の明確化、第三者委員の設置を徹底するとともに、苦情を受け付ける体制を整え、相談者のプライバシーと権利擁護*に配慮した苦情解決を促進します。

➤ 支援者の気づきを向上させるための研修の実施

生活支援の中で行われる権利侵害を自覚し、対処していくための実効性のあるカリキュラムを開発し、行政を含めた福祉事業に携わる職員を対象に、研修会を実施します。

➤ 相談支援の質の向上

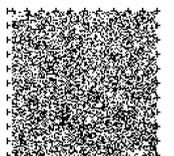
地域の相談支援事業*所や公的な相談支援機関の質の強化を図るため、権利擁護*の意識を高める研修プログラムを研究するとともに、当該プログラムを相談支援従事者研修やサービス管理責任者研修のカリキュラムに組み込みます。また、公的機関において相談業務に従事する職員を対象にした研修を実施します。

➤ 地域住民の気づきを共有する方法の開発

近隣や地域社会の中で、住民が気づいた虐待や権利侵害などの情報を共有するための仕組みを検討します。

③ 自分自身を守る

地域で暮らす障害のある人は、日々の暮らしの中で、失敗経験も含めて様々な生活体験をしています。



IT*（情報技術）の進展により、現在では、インターネット等を活用し、障害のある人も様々な情報を得ることができるようになりました。その一方で、難しい判断をしたり、意思を的確に伝えることが苦手な障害のある人は、時として家族や支援者等の目の届かない所でトラブルに巻き込まれることもあります。

特に、障害が軽度であるほど、クレジットカードによる買い物、性への関心、人間関係、触法行為など、生活の中での権利擁護*のニーズは大きくなります。

このような事柄に関し、自分自身で周りの支援者等に相談したり、何らかの手助けを求めるなど、自らを守るすべを身につけていくことが大切です。

このような視点から、次の施策に取り組みます。

▶自分自身を守るための教育

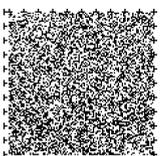
障害のある人が自分の障害について理解し、金銭管理、人間関係の構築、命の尊厳や性に関する正しい知識、感情の自己抑制、必要なときには誰かに手助けを求めることなど、自分自身を守るすべを身に付けるカリキュラムを社会教育や学校の授業などに組み込みます。

(3) 生活支援と一体的な成年後見制度等の活用

ア 成年後見制度の利用

「障害者自立支援法」の施行によるきめ細かなサービス体系や地域の社会資源の整備に伴い、福祉サービスの利用に必要な契約支援のための成年後見制度*等の果たす役割は重要となっています。

成年後見制度は、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分になった人



が、損害や被害を受けるのを防ぎ、その権利を保護するため、本人の判断能力に応じて法律行為や財産管理等を支援する制度ですが、制度の発足から十年以上が経過した現時点においても利用が伸び悩んでいるのが現状です。

申立てをしてくれる身寄りがいない場合に認められている市町村長申立ては増加傾向にありますが、申立て数については市町村により格差が見受けられます。

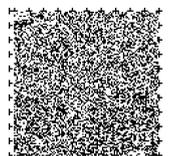
成年後見制度は、判断能力が不十分な障害のある人も、自分で決められることは自分で決め、援助が必要な部分は援助者に補ってもらうことで、社会の中で自分らしく生活していくために利用することが重要であり、可能な限り本人の行為能力の制限が少ない類型を選択することが期待されます。

しかしながら現状においては、成年後見制度の利用は後見類型に偏っており、これらの中には必ずしも後見人を選任しなくても生活支援を充実することで対応できる場合もあることが指摘されています。また、後見人は一度選任されると容易に変更することができないといった制度運用上の課題もあります。

このため成年後見制度を利用する際には、家族や福祉専門職等の支援者等のチームが、緊急時対応や財産管理等の対応だけでなく、その後の生活支援ニーズについても整理した上で、成年後見制度を万能視するのではなく一つの選択肢として、制度利用の検討を進めることが重要です。

また障害のある人に対する後見業務の特徴として、高齢者における場合と比べ、後見期間が長期に渡ることが挙げられます。

現在、家族や親族が後見人となっているケースが多くなっていますが、親なき後は、新たな後見人が選任され受任されることとなります。その際、新たな後見人が、本人を理解し意思を尊重した形で後見業務を行うことのできるよう、円滑な後見人の引継ぎを担保する仕組みが必要です。



このような視点から、次の施策に取り組みます。

▶ 成年後見制度利用支援事業の活用促進

成年後見制度*の利用が必要な人が誰でも制度利用できるようにするためには、資力の乏しい者に対する成年後見制度の利用に関わる費用と成年後見人等の報酬の助成が必要です。

障害者自立支援法では従来、市町村の地域生活支援事業として重度の知的障害者又は精神障害者について、成年後見人制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する成年後見制度支援事業(任意事業)がありました。平成24年度から当事業については、必須事業となりました。

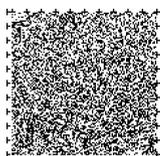
今後は、平成23年度に作成した「成年後見制度市町村長申立マニュアル」の普及を図りながら、成年後見制度の利用促進を図ります。

▶ 市町村長申立ての活性化

市町村長申立ての活用を図るため、県が実施する市町村担当新任・現任職員を対象とした研修カリキュラムに、成年後見制度*の理解を深めるためのテーマを盛り込み実施します。

▶ 情報引継システムの構築

本人の生活力がいかに高まってきたか、また、成年後見人の交代に当たり円滑に業務を引き継ぐため、本人に関する記録について「情報を引継ぐ仕組み」をつくり、障害特性、本人の人となり(育ち方、好み、得意・不得意等)や生活全般に渡る記録、財産などに関し本人や親の思いを残し、それを後見活動の中で活用する仕組みを検討します。



▶家族の主体的な活動支援

障害のある人の権利擁護*のために期待される家族の役割や、望ましい成年後見制度*の利用、自立した家族のあり方等について、家族が学習し意識を高めることができるよう、先進的な事例について情報提供するなど、家族の主体的な活動を支援します。また、社会人・職業人としての家族のネットワーク*づくりを支援します。

項 目	22年度(実績)	23年度(見込)	26年度
成年後見制度利用支援事業実施市町村数	43市町村	48市町村	54市町村

イ 日常生活自立支援事業の充実・強化等

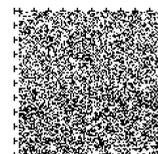
日常生活自立支援事業*は、知的障害のある人や精神障害のある人など、判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が行えるよう、その人の権利を擁護することを目的とする事業です。

本事業は、直接の事業目的である福祉サービスの利用援助だけでなく、生活上の相談支援や見守り等の機能も果たしており、自力で問題解決に向かうことが困難な人に対し、その生活を見守るとともに、専門的な支援につなぐ上で一定の役割を果たしています。

しかしながら退院の目途がたたない入院患者や施設入所者等は利用が困難で、成年後見制度*や生活保護制度等の他制度と有機的に結びついていない場合もある等の課題も指摘されています。

こうした中、本事業の活性化に向け、地域の潜在的なニーズを拾い上げ、これらに的確に対応することのできる体制の整備、利用対象者の拡大等が課題となっています。

このような視点から、次の施策に取り組みます。



▶後見支援センターの設置促進

福祉サービスの利用に係る援助、財産の日常的な管理、保全への支援、その他の後見に係る支援等を行う後見支援センター*は、現在、千葉県後見支援センターを除き、現在県内に県社会福祉協議会が設置する広域センターが10か所、市町村が独自に設置するセンターが7か所設置されています。

広域後見支援センターが県内に10か所整備されたので、今後は県社会福祉協議会との連携のもと、県内各市での後見支援センター設置について検討します。

項 目	22年度(実績)	23年度	26年度
広域後見支援センター設置箇所数	10箇所	10箇所	10箇所

▶日常生活自立支援事業の充実・強化等

日常生活自立支援事業*について、施設入所者や長期入院者に対するサービスの提供など利用対象者の拡大や、成年後見制度*へとつなげる連続的な制度利用の支援と、そのために必要な専門員・生活支援員の確保など、事業の実施体制の整備について検討します。

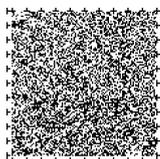
項 目	22年度(実績)	23年度	26年度
日常生活自立支援事業利用件数	492件	560件	800件

(4) 障害のある人に対する理解の促進（社会の誤解や偏見の解消）

ア 地域の理解者を増やす

障害や障害のある人に対する理解は深まってきているものの、依然として誤解や偏見は根強く残っており、社会生活のさまざまな場面で障害のある人は不利益を余儀なくされています。

障害のある人が地域の中の様々な人々との関わりの中で、社会の一員として尊厳を重視され、その人らしく暮らしていくためには、障害のある人に対する権利擁護*活動とともに、地域社会に対する誤解や偏見を解消する取組



みを、行政、公共機関のみならず、民間や住民が参画した、幅広い啓発活動として展開していくことが重要です。

障害のある人に対する地域の理解者を増やすためには、日常的に障害のある人と関わりの薄い一般市民や、ボランティア、民生委員*等インフォーマルな社会資源を対象とした広報啓発を充実させる必要があります。

また障害のある人の日常生活、社会生活に密接に関わる警察署、医療機関、コンビニ、公共交通機関、町内会や自治会、地区社会福祉協議会などの地域団体等に対する啓発を当事者や家族が主体的に進めることも重要です。

このような視点から、次の施策に取り組みます。

➤地域への働きかけ

地域の安全や、日常生活、社会生活に密接に関わる警察署、医療機関、コンビニ、公共交通機関等を対象とした問題場面に即した啓発用リーフレットを作成します。

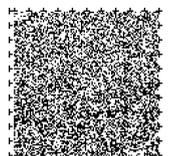
また、これらの機関等に対し当事者や家族が行う啓発活動を、県において支援するとともに、当該取り組みを「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例*」による推進会議を通じて、広く県民に周知します。

➤公共機関の理解促進

緊急事態に直面する機会が多い警察や救急隊員に対し、知的障害、精神障害、発達障害*等の障害に対する正しい知識の習得と、対処法等を身につけるため、具体的な事例を取り上げた研修会の開催について働きかけます。

➤自立支援協議会を活用した啓発の支援

「障害者自立支援法」の地域自立支援協議会*を通じて関係公共機関への理解啓発を進めるため、地域自立支援協議会が行う障害のある人の理解啓発



の取組みを支援します。

▶理解を促すイベント等の充実

障害者週間*や身体障害者福祉大会、心のふれあいフェスティバル、障害者スポーツ大会などの各種イベント運営に県民やボランティアの参画を進め、これまで障害のある人とふれあい・関わる活動等に参加することのなかった人の理解と交流を促進します。

障害関係団体やNPO*等の企画による障害のある人への理解、障害のある人のための活動、タウンミーティング等の開催について、県として共催・後援事業として企画支援、人材派遣・斡旋、広報支援など実質的な支援を行い、その推進を図ります。

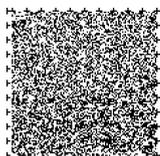
また、障害福祉に直接関連しないイベントであっても、障害者理解や参加を促進するよう、公共機関に限らず、地域団体や企業等にも働きかけます。

項 目	22年度(実績)	23年度	26年度
県が共催・後援する障害者施策等に 係るタウンミーティング・シン ポジウム等の回数	7回	20回	50回

▶障害のある人や地域社会の情報交換・コミュニケーションのツールづくり

人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の Web サイトであるソーシャル・ネットワーキング・サービス* (SNS) を通じて、障害のある人の自己表現や社会参加、障害に関する理解の促進が進むよう、その活用促進について検討を進めます。

周囲の理解の促進と障害者の社会参加の促進は相互的な影響があることから、商店街等を利用した障害のある人の居場所を作り、バリアフリー*化に伴う障害のある人の参画、町内会の活動、防災や環境美化の活動や行事等への参加促進により、身近な地域での理解を促進します。



▶障害のある人に関するマークの普及

現在、行政・民間団体等により各種の障害のある人に関するマークが設けられています。例えば、聴覚障害のある人が運転する車に表示する「聴覚障害者標識」や、身体障害者補助犬同伴の啓発のための「ほじょ犬マーク」などがあります。前者は法律により定められたもの、後者は厚生労働省が啓発のためにデザインしたものです。民間団体が設けたマークもあります。

これらのマークは、バリアフリー*等に対応したルールや障害のある人への支援の必要性等を伝えるものであると同時に、障害のある人への理解を促す「心のバリアフリー」につながるものです。これらのマークの県民への周知と理解の促進を図るとともに、マークの普及に努めます。

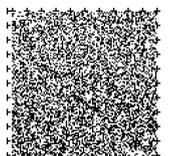
イ 福祉教育の推進

障害のある人に対する理解を広げていくためには、学校教育の中で障害のある人についての正しい知識を伝えるとともに、実感を持った体験として障害者に対する理解を深めることが重要です。

特に精神障害を理解するには、障害特性のほか、状態の良いとき悪いときの障害の全体像についての理解や、一人ひとり個性があることについても理解する必要があります。そのためには当事者の活動や経験について、当事者自ら情報発信することが重要です。

福祉教育の中では、高齢者や身体障害のある人の疑似体験や講演会等が多く、精神障害のある人についての取組みは必ずしも十分とはいえない状況にあります。その要因として、学校側においてノウハウがないことも一因と考えられることから、当事者が学校に出向いて自らの体験を伝える等の取組みを進めていくことも有効です。

このような視点から、次の施策に取り組みます。



➤学校と地域が連携した福祉教育の推進

福祉教育への取組み等を進める学校を福祉教育推進校*として指定し、その活動を支援します。その際、地域と学校との連携を図りながら福祉教育をより効果的に推進するため、福祉教育推進校と県社会福祉協議会が指定する福祉教育推進団体が連携し、福祉教育プログラムの協議・連携・企画・実践を行い、地域の実情に合わせた福祉教育を推進します。

ウ 民間事業者等への働きかけ

障害のある人に対する理解を広げるうえで、就労の場における障害のある人とのかかわりは重要であり、事業所や会社の中で障害のある人と関わる場面を増やしていく必要があります。

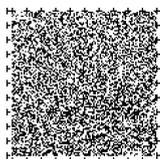
障害のある人やその雇用に理解を持つ企業等が徐々に増えてきていますが、企業等に就労している障害のある人は、職場において、就労に際しての配慮等の情報が不十分なことなどもあり、上司や同僚の障害理解が得られず、職場で排除されたり、配置換えなどの勤務環境の配慮をしてもらえず、職場で孤立したり、やむを得ず退職せざるを得ないケースも指摘されています。

また就労を継続するためには、障害のある人が事業所に就職した後も専門性を持った支援者との関わりが必要ですが、職場での障害理解や生活への目配りが十分でない場合も多く見受けられます。こうした中、学校の教員による卒業後のケアにも限界があります。

現行の障害者就業・生活支援センター*による就労後の支援も、そのニーズの多さに対して必ずしも十分ではないという現状もあります。

このため、障害のある人の就労の実態を把握したうえで、就労を継続するための支援を行うことのできる体制を整備する必要があります。さらに、就労の場における理解を広げていくことも重要です。

このような視点から、次の施策に取り組みます。



➤就労後の支援の充実

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例*」を活用し、障害者理解や職場環境の配慮等について普及啓発を図るとともに、障害のある人の就労後の相談支援の充実を図ります。

➤ボランティア活動の促進等

企業等に勤める人が、障害のある人に対するボランティア活動に従事しやすい環境づくりを企業内で工夫するよう啓発を図ります。

➤優良企業等に対する支援

障害のある人を積極的に雇用し、障害のある人もない人も共に働いている企業・事業所等を「笑顔いっぱい！フレンドリーオフィス」として認定し、その取組みを広く周知することにより、障害のある人を雇用したことのない企業への波及効果を図り、障害のある人への一層の理解と雇用を促進します。

菜の花コラム

「障害者」表記の見直しと障害者理解

千葉県聴覚障害者協会 植野圭哉

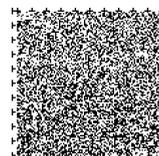
昨年12月の新聞に、常用漢字の追加として、新たに191字も選ばれたとの記事がでた。文化審議会国語分科会の漢字小委員会で決まったとのことであった。

常用漢字のルーツである当用漢字からみれば、15%も増えるほど大きな追加となっている。「虎」「鹿」「岡」など、皆さんのよく使われている漢字が常用漢字外であるとは驚きだ。他の大半は、小生がよく知らない漢字ばかりだ。ひとつ不思議に思ったのは、「碍」という漢字が見当たらなかった。障害者という漢字は、もともと「障碍者」であったが、「碍」が当用漢字外となってしまったので、「害」が当て字の形で「障害者」となってしまったようだ。

「碍」は「さえぎる」「へだて」の意味。「支える」の意味もあるそうだ。

そこで、早速、文部科学省に問い合わせしてみた。「碍」の復活はできないものかと…。回答は、世論次第だとのこと。時勢の成り行きもポイントだとのこと…。今度、文部科学省のホームページにパブリックコメントのコーナーが開かれるそうで、皆さんからの声次第となるそうです。

「障害者」の表記を本来の漢字に戻すか、無味乾燥のひらがなにするか…。もっと多くの皆さんの声を求めたい。そして世論を。それを通して障害者の世界を広く知って頂くひとつの布石になればと願う。(21年1月のコラムです)



4. 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例による施策の展開

(1) 基本的な考え方

本県では、平成19年7月「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例*」が施行されました。この条例は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくす取組みを推進し、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を目指した条例です。

本計画においては、「誰もが暮らしやすい社会の実現」という視点に立ち、前節(4)に掲げる施策とともに、本条例による差別のない地域社会づくりの取組みを幅広い県民運動として展開します。

(2) 条例による施策の展開

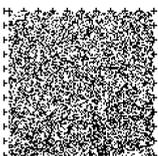
この条例では、障害者差別を解消するために、障害のある人に対する差別とは何かを明らかにしたうえで、①個別の差別事案解決の仕組み、②誰もが暮らしやすい社会について議論する仕組み(推進会議)③障害のある人に優しい取組みを応援する仕組みの3つの仕組みを定めています。

ア 地域の相談体制の充実

本条例による個別事案の解決の仕組みは、差別事案に対し、地域相談員*や広域専門指導員*による身近な地域の相談活動と、知事の附属機関として設置された「障害のある人の相談に関する調整委員会*」による助言あっせんと重層的な相談活動を予定しています。

地域における話し合い解決を基本とした本条例の相談活動においては、身近な相談役としての地域相談員や、地域の相談活動を統括する広域専門指導員の役割は、極めて重要です。

このため、地域相談員や広域専門指導員に対し継続的に研修を実施し、資質の向上を図ります。また、地域住民に対し地元の地域相談員の周知を図るなど、住民が気軽に相談できる地域密着型の相談体制の充実を図ります。



本条例による相談は、障害者の日常生活、社会生活の様々な場面に及んでおり、有効な相談活動を実施するためには、市町村等地域の関係機関との連携が不可欠です。

このため、平成24年10月から施行される「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」などに基づき、地域における障害のある人への虐待防止、権利擁護*のネットワーク*の構築を進めます。

イ 様々なバリアの解消に向けた取組み

障害のある人に対する差別の中には、店舗等の障害者用駐車スペースへの駐車マナーの問題や、医療機関や店舗等における盲導犬同伴の問題、目や耳の不自由な人に情報提供する場合の配慮の仕方など、制度や社会習慣・慣行等が背景にあって、構造的に繰り返されるものもあります。

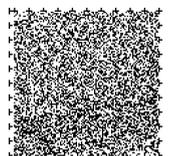
本条例に規定する「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」は、個別事案解決の仕組みでは本質的な解決が困難な課題について、様々な分野の関係者が参加し、課題の解決に向けた取組みを提案、実行する仕組みです。

推進会議の取組みを実効あるものとするためには、多くの県民に推進会議の議論に参加してもらうとともに、行政、民間が協力して施策を実行していく必要があります。

➤ 推進会議による情報発信と施策への反映

推進会議による誰もが暮らしやすい社会づくりの取組みを、タウンミーティング等を通じ、広く県民に周知するとともに、県民の意見を積極的に議論に反映させます。また推進会議において取り組む課題については、課題ごとに行政、民間の役割分担を明らかにし、施策化を検討します。

また例えば、情報アクセシビリティ*の基準や、選挙における投票時の配慮など、法令で定める基準や手続の見直しが必要なものについては、国に対し制度の見直しを働きかけます。



ウ 合理的な配慮に基づく措置の具体化

この条例は、差別をした人を、罰したり取り締まるものではなく、障害のある人の「暮らしにくさ」を多くの人々に理解してもらい、互いに協力し合うことで、誰もが暮らしやすい社会を形成しようとするものです。

また、本条例においては、障害のある人が、障害のない人と実質的に同等の日常生活または社会生活を営むために必要な「合理的な配慮に基づく措置」を行わないことを差別と定めています。

「合理的な配慮に基づく措置」は、例えば、車椅子利用者に対する建物等のバリアフリー*、聴覚障害者や視覚障害者などに対する情報保障の配慮など、日常生活や社会生活の様々な場面で求められますが、それは単に障害のある人のためだけではなく、誰もが暮らしやすい社会はどうあるべきかという視点から考える必要があります。

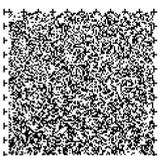
また、誰もが暮らしやすい社会の形成に向けて、どのような「合理的な配慮に基づく措置」が求められるのか、その内容を広く社会に明らかにする必要があります。

▶情報保護のためのガイドラインの普及

本条例の相談活動による個別事案の蓄積や推進会議の議論等を通じ、21年度に策定した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を県の各機関や市町村等の関係機関に周知し趣旨の普及を図ります。

エ 障害のある人への理解を広げる取組みの推進

障害のある人に対する差別の多くは、誤解や偏見など、障害のある人に対する理解が不十分であることから生じています。また差別は、それとは気づかずに行われることも多いことを考えれば、障害のある人への差別をなくす取組みは、個別の差別事案の解決だけでなく、障害のある人に対する理解を広げる取組みと一体的に進めることが重要です。



▶実践事例の募集と推進会議による普及

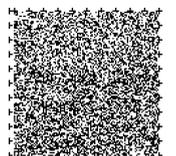
障害のある人に対する理解を広げる施策を広く県民から募集し、主体的に事業を実施してもらうとともに、こうした取組みを、推進会議を通じ県内に広く情報発信し、障害のある人への理解を広げます。

また障害のある人に優しい取組みをしている個人、団体、企業の取組みを募集し実践事例として周知を図ります。

項 目	20年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度	26年度
障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を知っている県民の割合	12.2%		平成 26 年度までに 20%	
障害者条例に係る相談件数のうち地域相談員が関わった件数の割合		20.3%	平成 26 年度までに 30%	



絵：平林茂さん



5. 障害のある人・住民が主役となった活動の推進

(1) 基本的な考え方

「誰もがその人らしく、地域で暮らす」ことができる地域コミュニティの実現に向けては、障害のある人を支援の受け手ではなく、地域を構成する住民の一人として積極的に受け止め、幅広い地域住民による取組みを進めていく必要があります。地域社会では、福祉、教育、まちづくりなどの分野に加え、防災、防犯、交通安全、生活環境、バリアフリー*化など幅広い分野で、地域住民を主体とする活動が広がりつつあります。こうした取組みにおいては、障害のある当事者の視点や参画が重要です。

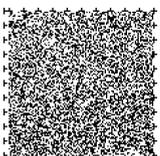
地域福祉、まちづくり等の分野における地域住民が主体となった活動の一層の促進を図るとともに、障害のある人の地域社会への参画や当事者による活動の一層の充実に向け施策を展開します。

(2) 地域住民が主役となった活動の推進

ア 町内会・自治会など地域コミュニティでの活動の推進

高齢化や少子化などに伴い、介護や子育ては地域社会の大きな問題のひとつになってきました。さらには近年、都市化の状況等とも相まって、防災、防犯、環境保全など生命や健康を脅かす身近な問題についての住民の意識や取組みの機運が高まっています。

こうした中、地域コミュニティを舞台とした地域住民によるさまざまな活動が生まれています。例えば、町内会自治会では、近所どうし顔のわかり合えるまちづくりを進め、介護や子育てなどの支え合いのほか、災害の際に特に支援の必要な人を把握し、支援のあり方を考える活動が進みつつあります。このような活動の中で、身近にいる障害のある人への存在に気づき、共に取組みを進めることで、障害のある人への理解や生活のしづらさへの理解が進むことが期待されます。障害のある人も障害に関する知識を伝える中でこうした地域コミュニティの一員として、地域での取組みやまちづくりに大きく貢献することができるものと考えます。



▶災害時要援護者避難支援プラン等を通じた当事者団体の参加の働きかけ

災害時要援護者避難支援プラン等を通じて、市町村における防災に係る会議、訓練において、障害のある人や団体の参加が確保されるよう働きかけます。また、同様に、町内会・自治会での活動に障害のある人が参加しやすいように働きかけます。

イ ボランティア活動・市民活動団体*による活動

▶ボランティア活動の推進

ボランティア活動のリーダー等の養成、ボランティアグループの活動への支援、児童・生徒や社会人の福祉活動体験等を推進し、いつでも誰でもが、ボランティア活動に参加できる体制を構築し、地域における福祉コミュニティの形成に努めます。

地域のチカラ

障害があっても、ひとりの住民として支え合うまち

全国コミュニティライフサポートセンター 池田昌弘

人口6,700人が暮らす兵庫県西宮市の東山台地区は、1991年に山間地域を切り拓いてできた分譲住宅地である。1997年自治会が組織され、それを追うように、地域の福祉課題を住民が主体となって把握し、解決に結び付けていく活動主体としての「西宮市社会福祉協議会東山台分区」が、1998年に組織された。

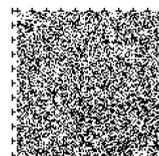
「誰もが尊厳ある生活ができる地域をつくること」を活動の目的としていた東山台分区の障害者福祉部会は、2003年に支援費制度の学習会を開いたのを機に、「障害者と家族のつどい」として、地域につどいの場を開設して、毎月1回の学習会のほか、クリスマス会やピクニック、地域の夏祭りへの出店などの活動を続け、2005年には「すくすくと大地に根ざし真っ直ぐのびる」という思いを込めて「つくしんぼの会」へと発展する。

2006年には、障害児の母親が障害者福祉部会長に就任したことをきっかけに、当事者やその家族を中心に、地域住民が一緒に支え合う部会へと転換が図られ、こうしたことを通じて、住民が運営する分区のボランティアセンターには、特別支援学級のボランティアの要請が母親からあって、住民であるボランティアコーディネーターが、親と学校の調整をしたり、分区が学校で行う福祉学習に障害者理解のプログラムを取り入れたり、活動は課題解決に結びつくようなものへと変化している。

こうして、地域住民と障害者が日々の暮らしのなかで声をかけ合える地域づくりは現実のものとなりつつあるが、それを支えているのは障害者生活相談・支援センターや重い障害者の通所活動の拠点である施設などの専門職の参加と協力である。

東山台地区のように地域住民が主体となって、障害のある人もない人も「誰もが暮らしやすい地域社会」を、千葉県でも広げ、千葉県内に満たしたいと思う。

(21年1月のコラムです)



▶市民活動団体*による活動の促進

市民活動団体*は、幅広い分野で自主的・自立的な活動を展開していますが、特に、福祉の担い手として、障害のある人への支援など地域の福祉ニーズに対応した重要な取り組みを行っています。

今後も引き続き、市民活動団体*による活動に対する県民の理解や参加の促進に向けた啓発広報を進めるとともに、市民活動団体*との協働の推進を図るなど市民活動団体による活動の一層の促進に取り組みます。

ウ 地域福祉推進のための協議組織の普及と障害のある当事者の参画

本県では、千葉県地域福祉支援計画において、自治会・町内会、地域の社会福祉協議会、民生委員・児童委員*、主任児童委員*、NPO、ボランティア団体、社会福祉法人、老人クラブ、行政関係等の多様な地域福祉の担い手が「新たな地域福祉像」の実現に取り組むための「地域福祉フォーラム*」の設置を推進しているところです。

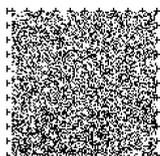
▶地域福祉フォーラムの設置促進

障害種別や福祉分野を超えた当事者の実態・課題を関係者及び各地域住民と共有することにより、解決へ向けた合意形成や行政計画等への反映を促すため、小域福祉圏（＝小学校または中学校区）、基本福祉圏（＝市町村）を単位とする地域福祉フォーラム*の一層の設置を進めるとともに、このフォーラムにおける障害のある当事者の参画を促進します。

▶市町村の地域自立支援協議会等への当事者参加

市町村が設置する地域自立支援協議会*、障害者施策推進協議会等についても、障害のある当事者等の参加が進むよう市町村に働きかけます。

その際、なるべく幅広い障害種別から参加が確保され、障害特性や課題に応じたきめこまやかな議論が行われることが大切です。日ごろから当事者やその団体の中で、障害種別を越えた理解や連絡体制が取れていることも重要です。



➤**県の審議会・作業部会等における当事者参加の確保**

県が障害者施策のために設置する審議会、作業部会、研究会等についても、関係する障害のある当事者の参加を原則として位置づけ、当事者の視点からの課題解決に取り組みます。

エ 健康福祉千葉方式の市町村への普及

県の健康福祉部門で始めた「健康福祉千葉方式*」については、本県における県民生活と係わる行政分野全般にその拡大が進められているところです。

また市町村においても、審議会、協議会、検討会等でも、障害のある当事者や関係者の参加の原則が広がっているところです。

➤**計画策定等への当事者参加の促進**

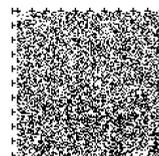
市町村が障害のある人等への支援のために策定する地域福祉支援計画、障害者基本計画、障害福祉計画の検討において、障害のある当事者の参加、タウンミーティングの開催による住民の直接の意見・提案の反映、企画段階からの住民の力の活用等が進むよう、市町村に働きかけます。

(3) 障害のある当事者による活動の推進

障害のある人に対する理解を広げていくためには、障害のある人に対する保護的な障害観（障害のある人はできない人＝かわいそうな人）を変え、パターンリズムを解消していくことも重要です。

そのためには、当事者が自らその暮らしにくさを社会へと発信していくことが大切です。また、障害のある人に対する家族や支援者等の意識を変えていくためには、当事者同士のつながりによるエンパワーメント*が重要です。

しかし、精神障害に関しては当事者同士のつながる場も少なく、障害のある人が地域に生活の場を移した後も、引き続き施設や医療機関の職員が相談相手になっている場合が多いのが現状です。



▶当事者活動の支援

当事者による当事者活動をサポートする団体の立ち上げを支援するとともに、活動の定着を図るため県との協力事業化や県事業等における活躍の場の確保に努めます。

またピアヘルパー、ピアカウンセリング*等の様々な施策の実施場面において当事者の参画を進めます。

▶当事者のボランティア活動の促進

地域住民の障害のある人に対する理解促進や当事者のエンパワーメント*のためには、ボランティアをするのは障害のない人であり援助を受けるのは障害のある人であるという発想を変えていくことも必要です。

障害のある人が社会の一員として地域で役割を持つことができるよう、地域の掃除や自治会活動など、障害のある人が地域でできることをボランティア活動として行うための仕組みを検討します。

地域の千カラ

NPO 法人ぴあ・さぼ千葉

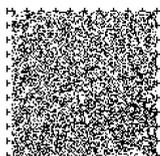
NPO 法人ぴあ・さぼ千葉 古土井利明

「NPO法人ぴあ・さぼ千葉」は、千葉県内で初めての経験者による支援団体です。県内各地の各自助グループが集まって出来ています。ぴあ・さぼ千葉では、私たち当事者のことを「経験者」と呼びます。いつ、誰が何処で経験をするかわからない心の病だからです。

平成20年2月にNPO法人を取得。正式名所を「NPO法人ぴあ・さぼ千葉」と決め、7月には堂本知事にも参加してもらい、NPO発足の記念講演会を開催しました。また、12月には、これも県内初となりますが、経験者だけで作った地域活動支援センターⅡ型「そらのまめ」をオープンさせました。

ぴあ・さぼ千葉では、現在、講演等への依頼への協力や、ピア・カウンセラー（相談支援者）の養成に力を入れています。私達経験者は、皆様からの依頼があれば、県内ならどこにでも出かけていきます。私も先日、茂原市にあるNPO法人スペースぴあの作業所「ぴあ ふぁくとり」の開所式に参加しました。「ぴあ ふぁくとり」では、メンバーが精神障害を持ちながら、本当に明るいということが一番に感じました。活動の中では、このように出会いや驚きがあります。

私たちの理事長はぴあ・さぼの活動をこう言います。「ワンフォアオール・オールフォアワン」、一人は皆のために、皆は一人のために。会のメンバーは、自分自身もしかり、それぞれの経験者が良い所を伸ばしてもらい、それぞれの分野で活躍をしてもらう事を一番に考えています。病を持つ者が自分達で、どこまでやれるのか。ぜひ、皆さんにも試してほしいと思います。（21年1月のコラムです）



➤精神障害のある人が地域社会と係わる活動の推進

医療機関に入院し、回復期にある精神障害の人が、地域の支援機関と連携しながら、日中活動やボランティア活動を通じて地域社会と関わる仕組みを検討します。

(4) 障害種別を越えた関係者の連帯

地域において社会基盤が整備されていなかった中で、共通の課題をもつ、障害のある人やその家族、関係者等が、障害種別ごとに家族会等の団体や連絡協議組織等を作り、それらの組織が中心となって障害のある人への支援を行ってきた歴史があります。

地域の限られた資源を有効に活用するうえで、また、障害のある人の理解促進や地位向上を社会全般において実現していくうえで、障害種別を超えた幅広い団体、関係者の連帯が重要です。

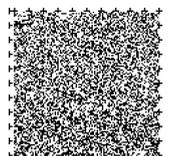
➤障害種別を越えて共同した取組みの推進

県全体および各地域において障害者団体同士の話し合いの場や交流の場を通じて、相互の障害の理解や課題の共有の促進に努めます。

また、誰もが障害のある人になりうること、多様な障害が存在すること、障害のある人が暮らしやすい地域は障害のない人にも暮らしやすい地域であるといった観点から、県民の理解や活動への参加が進むよう、共同してイベントの開催や広報啓発、共同しての活動展開等に取り組みます。

地域において、幅広い障害種別さらに高齢者団体や児童福祉が連帯できる組織としては、社会福祉協議会や地域福祉フォーラム*の存在が挙げられます。

これらの組織への障害関係団体の参加について、改めて働きかけます。



特集

障害者条例が拓く誰もが暮らしやすい地域社会

千葉県では、平成19年7月、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例*」（障害者条例）が施行されました。この条例は、障害者差別を禁止した条例として、全国で初めて制定された条例です。

条例の施行からは1年6か月が経過し、この間、窓口には491件の相談が寄せられています。

ここでは、現在、本県で進めている障害者条例の取組みを通して、障害があることで生じる様々な困難さと、障害の有無を超え、誰もが暮らしやすい地域社会の姿について考えてみます。



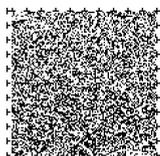
1 障害者条例を成熟した市民社会の礎に

「①誰もが、②ありのままに・その人らしく、③地域で暮らすことのできる社会」それは、本県が目指す地域社会の姿です。

そこに描かれる障害のある人は、自分の暮らしたい地域に住み、自由に移動し、仕事場へ働きに行き、休日は友達と余暇を楽しみ、いろいろな情報を得て様々なサービスを利用しながら日々の生活を送っています。それは、地域社会の人々との関わりの中で、できないことは支援を受けながらも、自分の力を精一杯発揮し、社会の一員として、生き生きと暮らしている一人の市民の姿です。

自分らしく生きていく自由、一人の人間として尊厳や人格を尊重され、社会の一員として暮らしていく権利は、障害のあるなしに関わらず誰もが生まれながらにもっている当然の権利です。

しかし、依然として障害のある人は、障害のあることで、住宅を借りることができない、公共交通機関を利用できない、様々な情報にアクセスできないなど、障害のない人にとっては当たり前のことですら日々の暮らしの中で、



様々な制約を受けています。

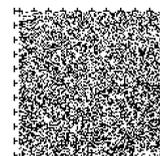
このような障害のある人の暮らしにくさを解消するため、本県では、平成19年7月1日、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例*」（障害者条例）が施行されました。この条例は、障害者差別を禁止した条例として、全国で初めて制定された条例です。



○ 障害者差別について考える

「障害のある人を差別してはいけない」このことは、多くの人々が合意できると思います。しかし「いったい差別とはなにか」と問えば、一人ひとり答えが違うのではないのでしょうか。

これまで、「差別」の問題は、専ら心の中の問題として理解され、その判断のよりどころは倫理観や価値観に求められていました。具体的にどのような行為が差別に当たるのかは明らかにされることはありませんでした。





このような状況で、何が差別に当たるかを明確にせずに、障害のある人に対する差別を一律に禁止すれば、かえって社会と障害のある人との距離を遠ざけてしまうことにもなりかねません。そこで、障害者条例では、県民共通のルールとして、「障害のある人に対する差別」とは何かを明らかにしたうえで、差別を解消するための具体的な仕組みを定めました。

障害者条例においては、障害のある人に対する差別を2つのタイプに整理しています。

その一つは、障害があることを理由に、障害のない人と違う不利益な取扱いをすること。

もう一つは、大きな負担を強いられるわけではないのに、障害のある人がない人と同じような日常生活や社会生活を送るために必要な配慮(「合理的な配慮に基づく措置」)を行わないことです。

つまり不作為により、結果的に不利益な取扱いを行ったことと同じ状況になる場合には差別にあたるとしています。

この条例では、福祉サービスの提供のほか、不動産取引、医療、教育、雇用、商品・サービス、建物・公共交通機関、情報提供の8つの分野の15の行為について、合理的な理由なく不利益な扱いをすることを差別としています。

例えば、福祉サービスの提供に関しては、障害のない児童の入所が可能な状況であるにもかかわらず、障害のある児童の保育所入所を断ったり、時間外保育を行わないなどの場合が該当します。

プールで……「何かあったとき」に対応できないので利用はお断りします

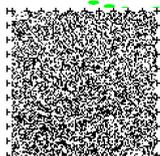
旅行の申込……障害のある人は、付き添いの方がいてもちょっと…

温泉施設で……ほかのお客さんの迷惑になるので、ご遠慮ください

レストランで……酸素ボンベがタバコの火で爆発するかもしれないので、ご遠慮ください

医療機関で……じっとしていない子は診療できません

住宅の賃貸……安全を保障いたしかねますので、お貸しできません



障害者条例が施行されてから1年6か月の間に、条例の相談窓口には491件の相談が寄せられました。これらの相談からは、障害のある人に対する不利益な取扱いは、憎悪や悪意、排除の心理によって意図的に行われている事例は多くはなく、むしろその多くは、

- ① 障害に対する無理解、誤解や偏見によって生じていることが多いこと
- ② 不利益な取扱いをしないために講じる措置に、費用や時間がかかり、すぐには対応できない場合もあることがわかります。

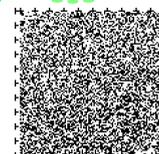
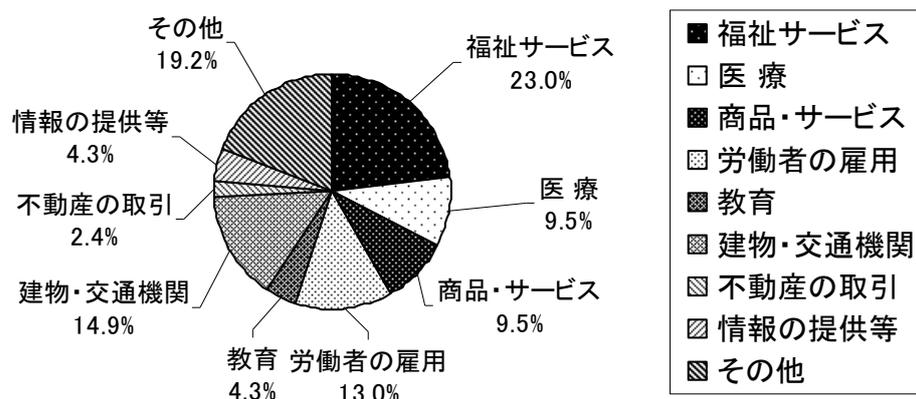
【参考 障害者条例の相談分野別取扱件数】

平成19年7月1日から平成20年6月30日までの集計

◎ 相談分野別件数 (件)

福祉サービス	85	建物・交通機関	55
医療	35	不動産の取引	9
商品・サービス	35	情報の提供等	16
労働者の雇用	48	その他	71
教育	16	総合計	370

(注) 複数の分野にまたがる相談については、主な相談分野でカウントした。





○ 障害のある人に対する誤解や偏見はなぜ生まれるのか？

このような障害のある人に対する誤解や偏見は、なぜ生まれるのでしょうか。

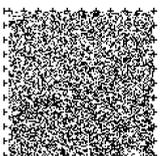
我が国では、古くは農村社会における大家族や地域の共同体で生産活動や経済活動だけでなく、生活困窮者の扶助や子育てなどの生活面でも相互扶助が行われてきました。しかし、戦後の高度経済成長に伴う産業構造や人口構造の変化は家族や地域の共同体のあり方を変容させ、相互扶助機能を大きく後退させました。

また、経済効率や国民の均質性を重視する考え方が定着する一方で、国民一人ひとりの生命や個性、人権に対する敬意や配慮が稀薄となる傾向がみられました。

障害のない人を標準に作られた現代社会の様々なハード・ソフトの仕組みも、社会的に少数者である、障害のある人の社会への参加を妨げ、障害のない人との距離を遠ざける原因にもなってきました。

しかし、障害のある人との社会との距離を遠ざけてきた原因はそれだけではありません。近年になってこそ、わが国でも、障害福祉施策は徐々に地域での支援を中心とした施策へと転換してきましたが、長い間、福祉や教育は「障害のある人とない人を分けた上で特別な支援を充実する」という方法で展開されてきました。このように場を分けた支援・教育も、障害のある人と社会との距離を遠ざけ、理解を妨げてきた要因の一つと考えることができます。

特に精神障害のある人については、凶悪な事件報道の中で、犯人の精神科への入通院歴が報じられることで、「障害者は危ない人」といった偏見が助長されてしまうことさえあります。



○ 障害のある人は「かわいそう」?

従来の障害者施策の展開は、地域社会の人々の障害のある人の受け止め方（障害者観）にも大きな影響を及ぼしてきました。

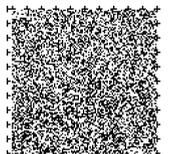
社会の人々の多くは、障害のある人と小さな頃から同じ生活体験をする機会がほとんどないことで、本来、障害のある人も一人ひとり個性をもった隣人市民であるにも関わらず、「同じ社会の仲間」という感性は育ちにくく、むしろ外見や理解が困難な言動などから、「障害者はかわいそう」「保護すべき対象」「だから何かしてあげたい」といった障害者観を生み出してしまいます。

こうした保護的な障害者観の裏側には「自分はそうなりたくない」「できれば関わりたくない」という排除の意識が潜んでいます。

重度の知的障害児の母親のBさんには、子どもを車椅子に乗せて外出すると、ご近所の方が「お宅のお子さんは大変ですね」と道で会うたびに声をかけられます。でも、Aさんは、我が子が「大変な存在」と言われているようで悲しい思いをしていました。

障害を持つことで本人や保護者が感じる「辛さ」や「暮らしにくさ」など障害の受け止め方は一人ひとり違います。それは、単に、体のどの部分がどの程度不自由かというだけではなく、障害をもったことにより仕事ができなくなったなどの社会生活上の制約や、建物や交通機関の利用が困難になったなど物理的なバリアの発生状況。その人が障害を持つまでにどのような人生を送ってきたか。その人の人生観や物事に対する価値観。人生のどの時点で障害を持つことになったのか。さらに世間のその人を見る目や態度によっても異なります。

障害児の母親に声をかけた方は、きっと悪気があったわけではないでしょう。しかし一方で、「障害者はかわいそうな人」という受け止め方に、障害のある人や保護者は理不尽な思いをしていることも事実です。





本県の障害者条例の取組みは、「差別をする側とされる側」、「障害のない人と障害のある人」という対立構図を克服し、障害のある人の暮らしにくさや生きにくさがなぜ生じるのかを、自分自身の問題として考え、すべての人にとって暮らしやすい社会はどうあるべきかという視点に立って、共感と行動を引き出していく対話と議論のプロセスを定めています。

それは県民に、障害のある人を「できない人」、「可哀想な人たち」、「保護すべき人々」として理解を求めるものでも、差別をしたとされる人を罰したり、取り締まるものでもありません。

同じ時代、同じ地域に生きる人々が、立場の違いや特性の違いに気づき、心の痛みや理不尽な思いを分かり合いながら、人と人との信頼関係の絆を取り戻していく取組みであり、地域を成熟した潤いのある市民社会へと変えていく礎となるものです。

○ 保護的な障害者観が阻害する障害者の自立

保護的な障害者観は、時として、障害のある人の自立と社会参加をも妨げてしまうこともあります。

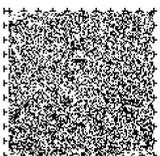
一人暮らしで目の不自由な Y さんの家には、長い間、町内会の回覧板が回ってきませんでした。どうせ回覧板を読めないのだからと、回覧板は次の世帯へ回されていたのです。

誰かに回覧板を読んでもらって、街のお祭りに出かけてみたいと言う Y さんに、周囲の人たちは「危ないから、お祭りなんかいかない方がいい。あなたのためを思って親切で言っているのだ。」といいます。

お祭りのにぎわいや、出店の掛け売りの声、目が見えていた頃の記憶が Y さんの脳裏に蘇ります。

しかし、結局 Y さんは、お祭りに出かけることをあきらめてしまいました。

Y さんの思いは、果たして「障害者のわがまま」なのでしょうか？



「完全参加と平等をスローガン」とした1981年の国際障害者年と、これに続く国際障害者の十年の施策展開を通じ、わが国においても障害のある人の自立と社会参加を目指した様々な施策が展開されてきました。

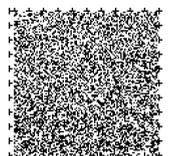
障害者基本計画の基本的な方針には、「21世紀に我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会とする必要がある。共生社会においては、障害者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担する」と書かれています。

また、障害者自立支援法では、第一条に「この法律は、(中略)障害者および障害児がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者および障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする」と定めています。

これらの法律が定める「自立」とは、単に、介助なしに身の回りのことが一人でできるということや、働いて経済的に自立するという意味にとどまりません。それは、自らの意思によって、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加すること、すなわち「自己決定」を意味しています。

障害保健福祉サービスの給付を中心とするこれまでの障害者施策では、障害のある人は、ともすると支援の客体として捉えられ、サービスの提供自体が目的化しがちでした。しかし、障害福祉サービスは、障害のある人がより自分らしい生活を送るための手段にすぎません。

障害のある人の「自立」をこのように理解すると、一人ひとりの自己決定を保障する視点から、その人の自己実現を可能にするための多様な福祉サービスが用意されることや、あらゆる分野の活動への参加を可能とする社会環境を整備することが政策課題として浮かび上がってきます。



2 社会のありようを変える「合理的な配慮」

生まれながらに体に重い障害のあるKさんは、障害のある人のための相談事業所でピアカウンセリング*の仕事をしています。明るく、思いやりのある彼女は職場の仲間からも利用者さんからも好かれています。この街で生まれ育った彼女は、電動車椅子で、郊外の自宅近くのバス停からバスに乗って職場まで通っています。

しかし、Kさんの通勤には大きな問題がありました。重い車椅子は、ノンステップバスにしか乗せることはできません。でも、バス停の時刻表には、どの時刻にやってくるバスがノンステップバスなのか表示されていませんでした。それは、バス会社に、毎日同じ時刻にノンステップバスを運行することが難しい事情があったからです。

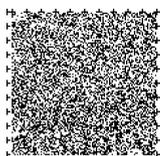
雨が降ると、Kさんは濡れながら何本ものバスを見送りました。諦めて、雨の中、車椅子を駅へと走らせると、ノンステップバスが彼女を追い越して走り去りました。Kさんはどれほど悔しい思いをしたことでしょうか。

Kさんが、障害のない人と同じようにバス通勤ができるためには、全てのバスがノンステップバスにならないまでも、決まった時刻にノンステップバスが運行されるだけで大きく改善されるはずです。

このように、障害のある人が障害のない人と同じような日常生活や社会生活を送ることができるような配慮を、障害者条例では「合理的な配慮」といい、過重な負担がないにもかかわらず、こうした配慮に基づく措置を講じないことも差別としています。

○ 差別と障害について考える

このような事柄が差別になるという考え方に対しては、「バスに乗車できないのは、障害により本人の能力が低下したことで生じた結果であって、「障害者」だからといって差別していることではない。仕方のないことではないか」という疑問があるかもしれません。





果たして障害は、本人の能力の低下だけで生じているのか。交通事故で脊髄を損傷し車椅子の生活をするようになった C さんについて考えてみましょう。

C さんは、脊髄の損傷によって両下肢のマヒなどの「身体機能の障害」が生じました。腰から下の感覚は失われ、歩行や排泄にも大きな困難が伴います。

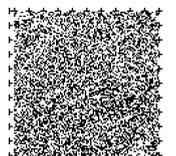
C さんは、身体機能が失われたことで、外出や、入浴など様々な活動上の制限が生じました。また、これまで勤めていた会社の立ち仕事ができなくなり、引き続き勤務することが困難になりました。

こうした状況の中で、C さんは家族の援助もあって、1年以上、リハビリ訓練をつづけ、さらに自宅の改修を行うことで排泄など活動上の制約を解消していきました。また、車椅子や自動車を改造することで移動の自由を取り戻し、会社も配置転換によって車椅子でも勤務することのできる職場環境を確保し、社会生活を取り戻しました。

C さんの例からも分かるように、障害は、心身機能の障害や能力の低下という個人の事情（個人因子）だけではなく、職場の就労環境や、社会の誤解や偏見、住宅制度等の諸制度など社会環境（環境因子）にも起因していることがわかります。

また、障害の状況は、補装具*や機能回復訓練による歩行の回復だけでなく、スロープの設置などの就労環境の改善や諸制度の活用などによっても変化することになります。

このように、社会環境にも障害を生みだしている要因があるとすれば、障害のある人の暮らしにくさを解消する責任は、C さんだけにあるのではなく、社会もまた、その責任を負っていることに私たちは気づくのです。





○社会参加を阻む社会のバリア

私たちの社会は、様々な場面で利害の異なる人々が、限られたパイを分け合って生きています。社会の中では、全ての人が自分の希望を満足させることは不可能であり、できるだけ多くの人々が得をするか、納得できるような利害調整が行われることとなります。

しかし障害のある人は、社会全体から見れば少数派であり、さらに、障害の特性や育ってきた環境ゆえに意思表示の苦手な人も多く、そういう人たちのいることに十分配慮がされないまま建物や道路、様々なサービスや制度はつくられてきました。

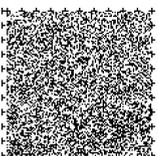
近年では、誰もが利用しやすい建物、製品、情報のあり方などユニバーサルデザイン*の考え方が普及しつつありますが、従来、障害のある人のニーズは社会の仕組みに必ずしも十分に反映されてきませんでした。

障害のない人を標準としてつくられた社会の仕組みは、障害のある人にとってはバリアとして日々の生活に立ちはだかります。技術革新によって障害のない人にもたらされるはずの利便性も、例えばタッチパネルを使った機器のように、視覚障害のある人にとっては、かえって生活の困難を増大させてしまう場合もあります。

このように障害のない人を標準に作られた現代社会の仕組みは、障害のある人の社会参加を妨げる原因にもなってきました。

現在、千葉県には、約24万3千人以上の方が、身体的な、知的な、あるいは精神的な障害を抱えて暮らしています。障害のある人の数は、平成9年には、約13万7千人でしたが、最近の10年間で約1.8倍に増加しました。今後、人口の高齢化や、社会環境の変化などにより、さらに障害のある人の数は増加していくものと思われます。

誰でも怪我や病気で体が不自由になると、日頃、気にも留めなかったちょっとした段差が、大きなバリアとなって立ちはだかることがあります。また、



誰もが、加齢により、体の機能が低下していくことを考えれば、障害のある人にとって暮らしやすい社会づくりは、全ての人々の課題だといえることができます。

○ 皆でつくる誰もが暮らしやすい地域社会

これまで、わが国においては、障害のある人の暮らしやすい社会環境づくりを進めるため、交通バリアフリー*法や、ハートビル法、障害者雇用促進法など、一定の基準の遵守を事業者を求めることで、着実に社会環境の実現を図ってきました。

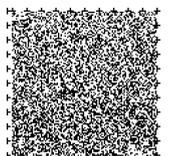
しかし、こうした方法にも、基準に満たない施設や事業者などが施策の対象とならない場合があることや、事業者などは行政に対し義務を負い障害のある人に対しては義務を負わないなどの限界があります。

本県の障害者条例は、一人ひとりの障害のある人の自立と社会参加を保障する視点から、障害のある人の日々の生活の中で、社会に対し、障害のある人がない人と同じような日常生活・社会生活を送ることのできるよう合理的な配慮を求めています。

合理的な配慮の行き届いた社会は、障害のある人にとって暮らしやすい社会であるばかりでなく、全ての人々にとって暮らしやすい社会でもあるはずです。

しかし、こうした社会は、一朝一夕に実現するほど容易なものではありません。合理的な配慮に基づく措置の内容は、障害のある人の障害の状況や、おかれた状況、相手側の事情により千差万別です。さらに、合理的な措置を講じるために、時間のかかるものや、膨大な費用を要するもの、行政施策だけでは解決の困難な課題もあります。

例えば、近年では、視覚障害のある人に対する情報提供上の配慮として、音声コードによる情報の提供が可能になりました。また、音声コード読み上げ装置も補装具*として視覚障害のある人に給付されています。こうした中、





音声コードを普及していくには、まずは行政が積極的に行政情報を音声コード化して提供することが重要です。その際、どのような文書や情報をコード化するべきかガイドラインを整備し、地方公共団体だけでなく、広く県内の事業者などに普及を働きかけていくことが有効です。

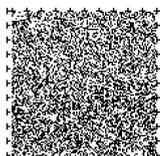
障害者条例の施行後、車いす利用者が、ある施設の、車いす駐車スペースに乗用車を駐車しようとしたところ、警備員に、車両に、車いすマークのステッカーが張っていないことを理由に駐車を拒否された、という相談が窓口によせられました。

駐車場の車いす利用者の駐車スペースについては、法令などにより施設の整備基準は定められていますが、駐車許可のルールは定められていません。また車いすマークは、いわゆる国際シンボルマークといわれるものであり、ステッカーを購入する際、何らの認証も行われていません。このような、制度上の課題を背景に、こうした問題は発生しています。

誰もが暮らしやすい地域社会づくりを進めるためには、こうした課題について、民間の方々にも協力をいただきながら、合理的な配慮について、幅広い県民の理解の下、皆で知恵を絞って解決策を見つけだし、広く県内に普及していくことが大切です。

課題の中には、すぐには解決が難しい問題もあるかもしれません。しかし、官民で知恵をだしあうことで、大きく前進することのできる課題も少なからず存在します。

もちろん、障害のある人自らも、こうした取組みを推進するために積極的に役割を担う必要があります。平成20年3月26日、障害者条例による「障害のある人もない人も誰もが暮らしやすい千葉県づくり推進会議」の議論はスタートしました。県では、推進会議の取組みを着実に前進させ、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくりの取組みを、市町村の協力のもと、多くの県民の参加をえながら幅広い県民運動へと展開していきたいと考えています。





○ 地域住民主体の高福祉社会の実現に向けて

第四次千葉県障害者計画に当たっては、計画策定作業部会の委員として、当事者や家族を含む幅広い県民の方々の参加を得て、全く白紙の段階から1年間にわたって議論をしてきました。また県内24箇所、地域の皆さんにタウンミーティングを開催していただき、600件を超えるご意見を計画へ反映させました。

本県における官民協働の政策づくり（「健康福祉千葉方式*」）は、住民一人ひとりが、地域社会の将来像を描き、自ら行動するとともに、こうした住民の考えや思いを直接行政に反映させるものであり、真の地方分権、いわば「地域住民・利用者主体の分権社会」を目指す動きとも言うことができます。

障害者条例による障害者差別をなくすための取組みは、このような動きを最も象徴するものであり、「障害のあるなしにかかわらず、すべての人が暮らしやすい地域社会とするために社会や行政はどうあるべきか」を問うものです。

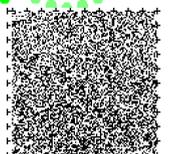
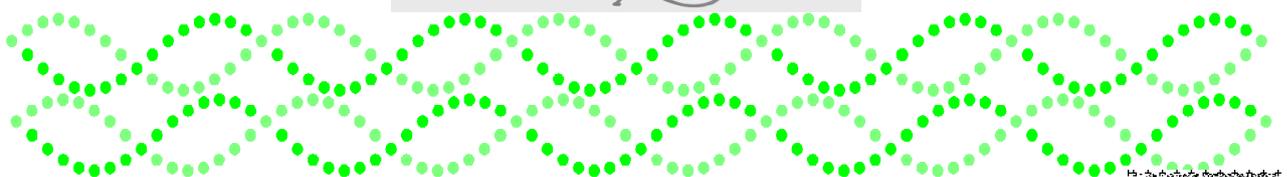
平成21年4月から新しい障害者計画がスタートします。

本県では、障害者条例による取組みを、第四次障害者計画の実行の中で活かし、障害福祉分野を超え、地域住民がどのような福祉サービスが地域に必要なのか、そのための負担はどうしたらよいか、地域住民主体で議論する社会、いわば「地域住民主体の高福祉社会」を築いていきたいと考えています。

（特集おわり）



絵：S・Nさん





絵：「ぼくのうし」本間 英明さん

